

News Release

令和 4 年 6 月 21 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害に係る特定小売供給約款等の 特例認可について 異存ない旨を経済産業大臣に回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社から申請のあった、令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害により、災害救助法が適用された地域における被災した電気の需要家等に対する特例措置の認可について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可をすることに異存はない旨、経済産業大臣に回答しました。

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害について、令和 2 年 7 月 4 日時点で、熊本県及び鹿児島県の一部地域に、災害救助法が適用されました。

(参考)災害救助法が適用された地域については内閣府 HP をご覧ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

これを受け、特定小売供給約款等以外の供給条件が設定されているところ、当該災害による被害は甚大であり、家屋の解体工事や再建等は今後も継続していくことが見込まれることから、令和 4 年 6 月 16 日付けで同事業者から、電気事業法に基づく経済産業大臣に対する認可の申請がありました。

○申請概要

特例措置として、令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害に係る災害救助法適用市町村等(※)において被災した需要家等から申出があった場合には、特定小売供給約款及び託送供給等約款以外の以下の供給条件で電気の供給を行う。

(※)隣接する市町村:災害救助法が適用された地域及び隣接する市町村。詳細については、以下の各社 HP をご覧ください。(認可され次第、各社にて掲載予定)

・九州電力

https://www.kyuden.co.jp/press_2022.html

・九州電力送配電

https://www.kyuden.co.jp/td_press_2022_index.html

(1)工事費負担金の免除(令和 6 年 6 月末日まで)

被災した需要家が、被災時から引き続きまったく電気を使用せず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが令和 6 年 6 月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、そ

の工事費負担金を免除する。

- ①需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること
- ②契約負荷設備、契約電流、契約容量又は契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量又は契約電力を超えないこと

(2)臨時工事費の免除(令和6年6月末日まで)

被災した需要家が被災後、臨時電灯又は臨時電力の申込みを行った場合で、その申込みが令和6年6月末日までに行われたときは、その臨時工事費を免除する。

(3)引込線等取付位置変更に係る費用の免除(令和6年6月末日まで)

被災した需要家が被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信装置及び電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが令和6年6月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

本申請に関して、経済産業大臣からこれらの申請の認可を行うことについて、意見の求めがあり、本日、電力・ガス取引監視等委員会は、認可をすることに異存はないことを回答しました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 靄田

担当者:今泉、野川、月村、屋田

電話:03-3501-1529